

(仮称) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る
 基準等を定める条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準等を定める条例等
政策等の案の公表の日	平成24年8月15日
意見提出期間	平成24年8月15日～平成24年9月14日
市民への周知方法	おだわらいふ8月15日号、ホームページ掲載 資料送付 (市内地域密着型事業所[28事業所]) 資料配架 (タウンセンター、支所・連絡所、窓口コーナー、行政情報センター、 介護保険課窓口、社会福祉センター、地域包括支援センター、 生きがいふれあいセンターいそしぎ、)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数 (意見提出者数)	2件 (2人)
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	1人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
----	----------	----

A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	

〈具体的な内容〉

(1) 非常災害対策としての小田原市独自基準（地域連携強化）に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	地域と事業所のクッション役をお願いしたい。小さな事業所だと（地域との連携に）厳しいことが多いと感じる。	C	条例等で小田原市独自基準として地域との連携強化を盛り込みますが、条例等の段階では、市としての基本方針を示すという意味合いになります。どのように基本方針を実現していくかは、関係所管を交えて具体化していきますので、今回お寄せいただいたご意見を参考とさせていただきます。
2	各事業所の利用者の情報を自治会などの地域団体と情報共有することは個人情報の守秘義務の観点からいかななものか。	C	個人情報の取り扱いについては慎重を期すべきものと認識しています。 今後、具体的にどのように対応（本人同意の有無など）していくのかは、関係所管を交えて検討していきます。